

軽自動車税の減免制度について

障がい者等が使用する軽自動車等について、一定の要件を満たしている場合には、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。軽自動車税の減免は、障がい者等1人につき1台までとなります。

【申請期限】 令和元年5月31日 金

【申請場所】 役場税務課・宮川総合支所・各出張所いずれか

☎ 役場税務課 ☎ 0598-82-3784

！ 必要書類

- ☑ 軽自動車税減免申請書
- ☑ 減免申請者の個人番号カードまたは通知カード
- ☑ 身体障害者手帳等
- ☑ 印鑑
- ☑ 運転者の免許証
- ☑ 車検証
- ☑ 誓約書（家族運転または介護者運転の場合のみ必要となります。）

申請書は大台町ホームページでダウンロードできます。なお、前年度に減免申請をされた方には、納税通知書に同封して送付いたします。

！ 対象となる方

平成31年4月1日現在、身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方。対象となる等級については、次ページの『軽自動車税減免申請対象となる手帳と等級』をご覧ください。

県自動車税（普通自動車以上）と重複して減免を受けることはできません。

！ 対象となる軽自動車等の名義

自動車検査証に記載されている所有者及び使用者が障がい者等本人のものに限ります。

※ローン購入等で所有権が留保され、自動車販売業者等が所有者となっても、対象となります。

※障がい者等が18歳未満の場合や、療育手帳、精神障害保健福祉手帳を交付されている方の場合は、手帳に記載されている保護者でも対象となります。

！ 家族または介護者が運転するときは、使用目的によります

家族運転

障がい者等の通院、通勤、通学もしくは生業のために月4回以上、半年以上にわたって継続的に軽自動車等を使用すること。

介護者運転

障がい者等の通院、通勤、通学もしくは生業のために週3回以上、1年以上にわたって継続的に軽自動車等を使用すること。

不法投棄は重大な犯罪

しない。
させない。
許さない！

☎ 役場生活環境課

☎ 0598-82-3787

不法投棄は、地域住民の生活環境を害するだけでなく、郷土の豊かな自然環境を破壊し、現状の回復に莫大な費用と時間がかかります。また、不法投棄された廃棄物は、投棄者がわからない場合、その土地の所有者や管理者が、自らの責任で処理しなければなりません。

防ぐ

土地所有者がごみを捨てられない環境づくりをすることが重要

- 定期的な見回りや草刈りを行う
- フェンスやロープなどを設置して、第三者の侵入を防ぐ

罰則

不法投棄には、厳しい罰則があります

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」により、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）が科せられます。



大台町では松阪市、多気町、明和町と協力し監視パトロールや不法投棄防止看板の設置を行っています。この1市3町管内で不法投棄物や不法投棄を行っている人を発見した場合は、情報提供をお願いします。